

# 小松駅東地区複合ビル賛助会 会則

本会則は、一般社団法人小松駅東地区複合ビル利活用促進協議会（以下「協議会」という）の定款第5条第1項第2号に規定する小松駅東地区複合ビル賛助会（以下「賛助会」という）の取扱いについて定める。

## 第1条（目的）

賛助会は、協議会の目的に賛同して入会する会員をもって構成し、正会員とともに、こまつ北電ホール等の利活用による永続的な賑わい創出を通じて、地域貢献に寄与することを目的とする。

## 第2条（会員資格）

第1条の目的に賛同する法人、任意団体または個人とする。

## 第3条（入会申込み）

賛助会に入会しようとする者は、本会則を承諾のうえ所定の申込用紙を協議会へ提出する。

## 第4条（会員ランクおよび会費）

以下7区分の会員ランクを設定する。

プラチナ、ゴールド、シルバー、ブロンズ、レギュラー、パーソナル、ライト

- 2 会費は年会費（毎年4月1日から翌年3月31日までの年度を単位）とする。
- 3 年会費は、会員ランクに応じて次のとおりとする。なお、年度途中に入会した場合も年会費は同額とする。

会員ランク	年会費
プラチナ	30万円
ゴールド	20万円
シルバー	10万円
ブロンズ	6万円
レギュラー	2万円
パーソナル	1万円
ライト	—

- 4 年会費は、原則として入会または更新した翌月末までに会員が振込手数料を負担し、協議会指定の口座に振り込む。なお、会員は、3年分の年会費を一括納入することを選択できる（この場合の会員を「3年会員」という）。

## 第5条（会員期間）

会員期間は、毎年4月1日から当該年度末までの1年間とし、年度途中に入会した場合の会員期間は、納入日から当該年度末までとする。ただし、3年分の年会費を一括納入する場合は、会員期間を3年目の年度末までとする。

2 協議会は会員に対し、毎年度末までに会員期間の更新について意思確認を行う。

## 第6条（特典）

会員は次の各号に掲げる特典を有する。

- (1) 協議会が主催または協賛するイベントにおける広告物への会員名の掲載および、協議会ホームページにおける会員名の掲載
- (2) ウレシヤス小松に設置するデジタルサイネージでのCM等の放映
- (3) こまつ北電ホールの施設利用料金割引

会員ランク	年間割引上限額	3年会員の毎年の割引上限額
プラチナ	15万円	18万円
ゴールド	10万円	12万円
シルバー	5万円	6万円
ブロンズ	3万円	3.6万円
レギュラー	1万円	1.2万円

## 第7条（禁止事項）

会員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会に対して会員情報など虚偽の申し込みを行う行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは協議会の財産およびプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらのおそれがある行為
- (3) 許可を得ないロゴマーク、印刷物などの転用行為
- (4) その他、協議会代表理事が不適切と判断する行為

## 第8条（反社会的勢力の排除）

会員は入会にあたり、次の各号に定める事項に現在該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと
- (4) 不当な要求行為をしないこと
- (5) その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められる行為

#### 第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当すると判断する場合、その会員に事前に通知することなく一方的にその資格を喪失するものとする。

- （1）虚偽の内容で申し込みをしたと協議会代表理事が認める場合
- （2）会員が第8条の各号のいずれかに該当すると協議会代表理事が認める場合
- （3）その他、協議会代表理事が適当ではないと認める者

#### 第10条（免責）

協議会は会員が被ったいかなる損害についても賠償する責任を負わないものとする。

#### 第11条（退会）

退会を希望する場合は協議会へ申し出るものとする。ただし、既に納入された会費は返納しないものとする。

#### 第12条（会則の承諾）

本会則に変更が生じた場合は変更後の会則を適用する。

#### 附則

本会則は2024年10月11日から施行する。

2026年4月20日会則の一部（第4条、第6条）を改訂し施行する。